

海外視察報告 (WHO)

訪問日:2008年7月30日

慶応義塾大学
武林亭

WHO・PM2.5 guideline value設定について の確認事項

1. ガイドライン値(guideline)は、PM2.5の健康影響エビデンスの評価に基づいて設定されたものであり、“population”を対象とした“public health”のための値であること
2. 総合的・包括的なエビデンス検討の結果、疫学的に「確からしい」と判断される下限を以てガイドライン値を設定したものであり、その際、ガイドライン値を“影響が認められない濃度レベル(safe level)”として設定することは困難であったこと
3. 現在も疫学研究が継続的に進められており、とくに低濃度レベルでの健康影響に関する知見により、常にガイドライン値は評価され、必要があれば見直されるべきものであること
4. 基準値(standard)は、各国や地域がそれぞれのポリシーに基づいて設定するものであることから、WHOではhealth impact analysisを実施し、その影響の大きさを推定するモデルとして提供していること
5. PM2.5濃度レベルの現状は国や地域によって大きく異なることから、ガイドライン値とともに、マネジメントの観点からの目安値(IT)も併せて設定した。これにより、各国のバックグラウンドレベルを十分に測定した上で目標とする値を明確にして、populationのPM2.5曝露レベルを下げる努力を継続することが重要と考えていること